

交通事故と損害賠償

2016.6.25（土）13：00～14：30

駒澤大学法科大学院 6階模擬法廷室

青野博之（駒澤大学法科大学院）

1 交通事故に関する責任

（1）民事上の責任（損害賠償）

ア 不法行為責任

イ 契約責任

（2）刑事上の責任

自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成26年5月20日施行）

（過失運転致死傷）

第5条 自動車の運転上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた者は、7年以下の懲役若しくは禁錮又は100万円以下の罰金に処する。ただし、その傷害が軽いときは、情状により、その刑を免除することができる。

（3）行政上の責任

道路交通法103条、同法施行令38条

所定の点数の合計点数が一定の基準に達した場合に運転免許の停止や取り消しなどの処分を公安委員会が行う。

2 なぜ（損害賠償の根拠）

（1）民法 709 条

故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

（2）自動車損害賠償保障法 3 条

ア 条文

自己のために自動車を運行の用に供する者は、その運行によつて他人の生命又は身体を害したときは、これによつて生じた損害を賠償する責に任ずる。ただし、自己及び運転者が自動車の運行に関し注意を怠らなかつたこと、被害者又は運転者以外の第三者に故意又は過失があつたこと並びに自動車に構造上の欠陥又は機能の障害がなかつたことを証明したときは、この限りでない。

イ 運行によつて（運行起因性）

衝突

非接触事故？

デイサービスセンターの送迎車から降りる際に傷害を負った場合？

ウ 人損のみ

エ 他人

夫が運転する自動車がガードレールにぶつかり、同乗者である妻がケガをした場合？

オ 免責事由

（ア）運転者が意識を失って交通事故が発生した場合？

（イ）自動車の欠陥があつた場合

3 誰が誰に対して（損害賠償の当事者）

（1）被害者

ア 民法 711 条

他人の生命を侵害した者は、被害者の父母、配偶者及び子に対しては、その財産権が侵害されなかった場合においても、損害の賠償をしなければならない。

イ 民法 896 条

相続人は、相続開始の時から、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する。ただし、被相続人の一身に専属したものは、この限りでない。

ウ 民法 721 条

胎児は、損害賠償の請求権については、既に生まれたものとみなす。

エ 間接被害者

目撃者？

（2）責任者

ア 運行供用者

イ 運転者（自動車損害賠償保障法 2 条 4 項）

この法律で「運転者」とは、他人のために自動車の運転又は運転の補助に従事する者をいう。

ウ 使用者

民法 715 条 1 項

ある事業のために他人を使用する者は、被用者がその事業の執行について第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、使用者が被用者の選任及びその事業の監督について相当の注意をしたとき、又は相当の注意をしても損害が生ずべきであったときは、この限りでない。

4 何を（損害賠償の内容）

（1）金銭賠償

ア 民法 722 条 1 項

第 417 条の規定は、不法行為による損害賠償について準用する。

イ 民法 417 条

損害賠償は、別段の意思表示がないときは、金銭をもってその額を定める。

（2）賠償金の支払方法

（3）損害

ア 財産的損害

（ア）積極損害

（イ）消極損害

逸失利益？

イ 精神的損害（慰謝料）

民法 710 条

他人の身体、自由若しくは名誉を侵害した場合又は他人の財産権を侵害した場合のいずれであるかを問わず、前条の規定により損害賠償の責任を負う者は、財産以外の損害に対しても、その賠償をしなければならない。

（4）過失相殺

ア 民法 722 条 2 項

被害者に過失があったときは、裁判所は、これを考慮して、損害賠償の額を定めることができる。

イ 被害者の能力？

ウ 被害者側の過失？

エ 類推適用？